

# 市川市立須和田の丘支援学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### 【本校の基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、障害を理由に、いじめを受け人権を侵害されることがあってはならない。したがって、本校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、及び教職員が生徒の受けているいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、当該児童生徒に対して一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行うものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 【学校及び職員の責務】

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

## 2 いじめの防止の施策

### (1) いじめ防止の基本方針

#### ①いじめの未然防止

「心の通った教育を行う」

- ・かけがえのない一人の人間として、その生命・人格を尊重する。
- ・児童生徒と信頼関係を築き安心できる学級経営を目指す。
- ・豊かな情操と道徳心を培い、対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動等の充実を図る。

「わかる楽しさ、できる喜びを創る教育を行う」

- ・一人一人の能力、適性に応じた指導を行い、児童生徒が「充実感」「達成感」「満足感」を感じられる授業づくりを工夫する。

「ともに学び、ともに育つ教育を行う」

- ・自分で学びとったり、他者と学びあったり、互いに学び育ちあえるよう支援し、児童生徒同士の“絆づくり”を進める。

「信頼される開かれた学校づくり」

- ・保護者や地域住民、その他の関係者との連携を図り、いじめ等の防止に資する支援や啓発活動を行う。

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

## ②いじめの早期発見について

- ・学校生活全体を通して児童生徒の様子を観察し、小さな変化でも敏感に察知する。
- ・教職員間で情報を共有し、保護者や地域との連携に努める。
- ・計画的に教育相談を行う。（年3回）また、常に児童生徒がいつでも安心して相談できる環境を作る。

## ③いじめが発生した際の対処について

- ・いじめの発見や相談を受けた場合は、いじめ加害者や周囲の児童生徒に詳細な事実確認をする。
- ・いじめ対策委員に報告し、今後の対応について共有する。
- ・事案によっては、警察（生活安全課）や市のこども家庭支援課、児童相談所等との連携により対応していく。
- ・いじめ被害者については、その心情を理解し徹底して守り抜くことを伝える。いじめが起きた場合は、すぐ教職員に報告するよう伝える。また、保護者や養護教諭と連携を取りながら心のケアを行っていく。
- ・いじめ加害者については、行為の善悪を理解させ反省させるとともに、いじめの要因を押え、いじめ再発防止に努める。また、保護者への説明を行う。
- ・解決までの過程の記録を残す。また、経過観察をし、いじめ根絶を目指す。

## (2) いじめ防止の組織

(名称)

いじめ防止対策委員会

(構成委員)

- ・学校基本方針の策定、周知・・・全教職員
- ・日常的な業務・・・教頭 教務主任 生徒指導主任 特別支援コーディネーター 養護教諭
- ・緊急会議・・・校長 教頭 各学部主事 教務主任 生徒指導部 養護教諭  
特別支援コーディネーター 当該生徒の担任、学年主任

(役割)

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施、年間計画の作成、実行
- ・いじめの相談、通報の窓口
- ・緊急対策会議で対応の検討、保護者対応、記録

## (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、市川市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するいじめ防止対策委員会を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

**(4) 公表, 点検, 評価等について**

- ・学校いじめ防止基本方針は、ホームページで公開する。
- ・学校評価にいじめ等に関する項目を設け、児童生徒、保護者、教職員による評価を行う。
- ・毎年度、いじめに関する調査や分析を必ず行い、これに基づいた適切な対応をとる。
- ・年間計画に基づき、本校のいじめ防止基本方針についての見直しを行う。